

例規（会）第40号
平成19年5月1日

各部長・参事官・所属長 殿

千葉県警察本部長

物品管理官の代行機関が処理する事務の範囲について

千葉県警察において無償使用する国有物品の管理に関して、物品管理官の代行機関（以下「代行機関」という。）が処理する事務の範囲を下記のとおり定めたので、誤りのないようにされたい。

記

1 事務の範囲

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号。以下「令」という。）第99条第2号から第4号までに該当する契約に係る物品の取得に関する事務
- (2) 令第99条第7号に該当する契約に係る物品の修繕又は改造に関する事務
- (3) 中央調達物品（警察庁において一括調達し、県本部に配布される物品をいう。）の取得に関する事務
- (4) 千葉県警察の国有物品管理に関する規則（昭和39年千葉県公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）第11条第2項及び第3項に規定する物品（車両及び取得価格が50万円以上の物品を除く。以下「重要物品」という。）の供用に関する事務
- (5) 規則第14条第2項及び第3項に規定する物品（重要物品を除く。）の返納に関する事務
- (6) 規則第15条第2項及び第3項に規定する物品（重要物品を除く。）の供用換えに関する事務

2 代行機関専決処理の表示

代行機関が前1に規定する事務を処理する場合は、決裁欄に「代行機関専決処理」の表示をするものとする。

3 処理の制限

1に規定する事務の範囲であっても、物品管理官が処理すべきと認められるものについてはこの限りでない。